

消費者団体訴訟制度に係る論点整理  
事後的担保措置・訴訟手続等

- 1．適格要件への適合性判断の在り方・・・1
- 2．事後的担保措置
  - (1) 基本的考え方・・・7
  - (2) 更新制・・・9
  - (3) 適切な担保措置・・・12
  - (4) 情報公開・・・21
  - (5) その他・・・24
- 3．訴訟手続
  - (1) 基本的考え方・・・27
  - (2) 適格消費者団体相互の関係
    - 既判力の範囲・・・31
    - 同時複数提訴の可否・・・34
    - 請求の放棄、和解等の可否・・・36
  - (3) 差止判決の実効性確保について
    - 判決の援用制度・・・39
    - 判決等の内容の周知公表・・・46
  - (4) 制度運営の円滑化について
    - 事業者との事前交渉・・・47
    - 管轄裁判所の決定・・・49
  - (5) その他・・・56

## 1. 適格要件への適合性判断の在り方

消費者団体が適格要件を満たしているかどうかについては、行政があらかじめ「公正かつ透明な手続」の下に判断すべきである。（参考1）

「公正かつ透明な手続」を実現するためには、

ア．判断主体（行政）の拠って立つべき適合性判断の基準を法令等において明確に規定する、

イ．必要に応じ、関係省庁等関係機関から意見を聴取する（参考2）、

ウ．団体の申請について、一定期間、公衆の縦覧に供し、消費者利益代表性、訴権行使基盤、弊害排除の見地からの意見を広く求める（参考3）

等の措置が必要と考えられる。

なお、判断主体に関連して、審査の専門性・透明性等を高めるために第三者機関を設置すべきとの考え方もあり得るが、に掲げた措置を講ずることにより、審査体制（組織）の肥大化等を回避しつつ、その狙いとするところを実現できるのではないか。

(参考1) 消費者団体訴訟制度検討委員会 「消費者団体訴訟制度の骨格について」(平成16年12月22日) 抜粋

### 3. 適格消費者団体の要件の在り方

#### (3) 適格要件への適合性判断の在り方

消費者団体が適格要件を満たしているかどうかの判断については、あらかじめ行政が団体の適格要件への適合性を判断する方法と、団体が個別に提起した訴えごとに裁判所が当該団体の適格要件への適合性を判断する方法が考えられる。

前者の方法については、どの消費者団体が適格消費者団体であるかが消費者・事業者双方にとって明確となり、訴訟前交渉の促進、不適切な団体による不当な要求の防止等を通じて、消費者団体訴訟制度の効果的・効率的な運営に資すると考えられる。

一方、後者の方法については、訴え提起時点では制限がないことから、事業者の不当な行為の発生後、より迅速に訴えを提起することが可能になるといったメリットも考えられるが、前者の方法と比べ、制度の安定性や信頼性の確保の面で問題があると考えられる<sup>8</sup>。

以上を踏まえると、行政があらかじめ適格要件への適合性を公正かつ透明な手続の下に判断すべきである。

---

<sup>8</sup> 例えば、個別の訴えごとに適格要件の適合性が争われる可能性があるほか、不適切な団体を排除することや訴訟前の交渉を促すことが困難となることが考えられる。

(参考2) 関係機関の意見を求める例

(1) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)

(民間紛争解決手続の業務の認証)

第五条 民間紛争解決手続を業として行う者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)は、その業務について、法務大臣の認証を受けすることができる。

(欠格事由)

第七条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、第五条の認証を受けることができない。

一~七 (略)

八 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)

九 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるもの

十 個人でその政令で定める使用人のうちに第一号から第八号までのいずれかに該当する者のあるもの

十一 暴力団員等をその民間紛争解決手続の業務に従事させ、又は当該業務の補助者として使用するおそれのある者

十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(認証に関する意見聴取)

第九条 法務大臣は、第五条の認証の申請に対する処分をしようとする場合又は当該申請に対する処分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合には、あらかじめ、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であるときはこれらの法人を所管する大臣に、申請者が設立に関し許可又は認可を受けている法人であるときはその許可又は認可をした大臣又は国家公安委員会に、それぞれ協議しなければならない。

2 法務大臣は、第五条の認証をしようとするときは、第七条第八号から第十二号までに該当する事由(同条第九号及び第十号に該当する事由にあっては、同条第八号に係るものに限る。)の有無について、警察庁長官の意見を聴かななければならない。

3 法務大臣は、第一項に規定する処分又は決定をしようとする場合には、法務省令で定めるところにより、次条第一項に規定する認証審査参与員の意見を聴かななければならない。

(認証審査参与員)

第十条 法務省に、第五条の認証の申請及び当該申請に対する処分についての異議申立て、第十二条第一項の変更の認証の申請及び当該申請に対する処分についての異議申立て並びに第二十三条第二項の規定による認証の取消し及び当該取消しについての異議申立てに関し、法務大臣に対し、専門的な知識

経験に基づく意見を述べさせるため、認証審査参与員若干人を置く。

- 2 認証審査参与員は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十八条において準用する同法第二十五条第一項ただし書の規定による異議申立人又は参加人の意見の陳述に係る手続に立ち会い、及びこれらの者に直接問いを発することができる。
- 3 認証審査参与員は、民間紛争解決手続に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。
- 4 認証審査参与員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 認証審査参与員は、非常勤とする。

## （2）債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）

（営業の許可）

第三条 債権管理回収業は、法務大臣の許可を受けた株式会社でなければ、営むことができない。

（許可の基準）

第五条 法務大臣は、前条の規定による許可の申請があったときは、許可申請者が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三条の許可をしなければならない。

一～四 （略）

五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する株式会社

六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある株式会社

七 取締役若しくは執行役（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し取締役又は執行役と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は監査役（以下この号において「役員等」という。）のうち次のいずれかに該当する者のある株式会社

イ～ホ （略）

ハ 暴力団員等

ト・チ （略）

八 （略）

（許可に関する意見聴取）

第六条 法務大臣は、第三条の許可をしようとするときは、前条第五号、第六号及び第七号へに該当する事由の有無について、警察庁長官の意見を聴くものとする。

- 2 法務大臣は、第三条の許可をしようとするときは、弁護士である取締役について、当該取締役がその職務を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有するものであるか否かに関し、日本弁護士連合会の意見を聴くものとする。ただし、当該取締役がその所属する弁護士会の推薦を受けた者であるときは、この限りでない。

(参考3) 公告・縦覧を求める例

(1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、内閣府令(前条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあっては、都道府県の条例。第二十六条第三項、第四十四条第二項及び第四十四条の二を除き、以下同じ。)で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿(役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。)

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として内閣府令で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

2 所轄庁は、前項の認証の申請があった場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項を公告するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類を、申請書を受理した日から二月間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあった年月日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(2) 環境影響評価法(平成9年法律第81号)

(準備書についての公告及び縦覧)

第十六条 事業者は、前条の規定による送付を行った後、準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境省令で定めるところにより、準備書を作成した旨その他環境省令で定める事項を公告し、関係地域内において、準備書及び要約書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければならない。

(準備書についての意見書の提出)

第十八条 準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第十六条の公告の日から、同条の縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までの間に、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

2 前項の意見書の提出に関し必要な事項は、環境省令で定める。

(準備書についての意見の概要等の送付)

第十九条 事業者は、前条第一項の期間を経過した後、関係都道府県知事及び関係市町村長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を送付しなければならない。

(準備書についての関係都道府県知事等の意見)

第二十条 関係都道府県知事は、前条の書類の送付を受けたときは、政令で定める期間内に、事業者に対し、準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べるものとする。

2 (略)

(評価書の作成)

第二十一条 事業者は、前条第一項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第十八条第一項の意見に配意して準備書の記載事項について検討を加え、当該事項の修正を必要とすると認めるとき(当該修正後の事業が対象事業に該当するときに限る。)は、次の各号に掲げる当該修正の区分に応じ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一~三 (略)

2 事業者は、前項第一号に該当する場合を除き、同項第三号の規定による環境影響評価を行った場合には当該環境影響評価及び準備書に係る環境影響評価の結果に、同号の規定による環境影響評価を行わなかった場合には準備書に係る環境影響評価の結果に係る次に掲げる事項を記載した環境影響評価書(以下第二十六条まで、第二十九条及び第三十条において「評価書」という。)を、第二条第二項第一号イからワまでに掲げる事業の種類ごとに主務省令で定めるところにより作成しなければならない。

- 一 第十四条第一項各号に掲げる事項
- 二 第十八条第一項の意見の概要
- 三 第二十条第一項の関係都道府県知事の意見
- 四 前二号の意見についての事業者の見解

(免許等を行う者等への送付)

第二十二条 事業者は、評価書を作成したときは、速やかに、次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者にこれを送付しなければならない。

一~六 (略)

2 (略)

(免許等に係る環境の保全の配慮についての審査等)

第三十三条 対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない。

2~4 (略)

## 2. 事後的担保措置

### (1) 基本的考え方

消費者団体訴訟制度を適正に運営していくためには、行政によって適格要件を満たしていると判断された後も、適格消費者団体の適格性が維持されていなければならない。そのため、適格性が維持されていることを担保する仕組みを整備し、適格要件を満たさなくなった団体が差止請求権を行使することのないようにすることが必要である。

こうした仕組みとしては、

ア．一定の有効期間を定め、期限の到来時に行政が適格性を再審査する更新制を取るとともに、

イ．その有効期間内においては、行政が当該団体から事業報告書の提出等、節目節目で報告を受けるとともに、適格性に疑いが生じる等必要な場合には、差止請求権の公正・適切な行使等を担保する観点から、行政が必要な措置（報告徴収、立入検査、改善命令、適合性判断の取消し等）を講じる

ウ．適格消費者団体の事業活動を広く情報公開し透明性を高める等の仕組みを構築すべきと考えられる。（参考4）

(参考4)

## 各法令による監督制度比較表

|                  | 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 | 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律 | 消費生活用製品安全法           | 労働安全衛生法        | 債権管理回収業に関する特別措置法 | 商品投資に係る事業の規制に関する法律          |
|------------------|-----------------------|---------------------|----------------------|----------------|------------------|-----------------------------|
| 監督等対象者           | 認証紛争解決事業者             | 犯罪被害者等早期援助団体        | 国内登録検査機関             | 登録製造時等検査機関     | 債権管理回収業者         | 商品投資販売業者                    |
| 監督等対象者に対する許認可行為  | 認証                    | 指定                  | 登録                   | 登録             | 許可               | 許可                          |
| 監督権限者            | 法務大臣(第6条)             | 公安委員会(第23条)         | 経済産業大臣等(第95条・施行令第9条) | 厚生労働大臣(第46条の2) | 法務大臣(第3条)        | 内閣総理大臣、農林水産大臣又は経済産業大臣(第49条) |
| 更新制度             |                       |                     | 3年(施行令第5条)           | 5年(施行令第15条の2)  |                  | 6年(第7条)                     |
| 事業報告書の提出・閲覧等     | ○(第20条)               | ○(規則第8条)            | (第23条の2)             | ○(第50条)        | (第21条)           | (第20条)                      |
| 重要事項変更に関する届出義務   | ○(第12条・13条)           | (規則第3条)             | (第21条)               | ○(第47条の2)      | (第7条)            | (第10条)                      |
| 必要に応じた報告徴収及び立入検査 | ○(第21条)               | ○(規則第8条)            | (第83条・第84条)          | (第96条)         | (第22条)           | (第26条)                      |
| 改善命令             | ○(第22条)               | ○(第23条)             | (第24条・第25条)          | ○(第52条、第52条の2) | (第23条)           | (第27条)                      |
| 許認可行為の取消等        | ○(第23条)               | ○(第23条)             | (第26条)               | ○(第53条)        | (第24条)           | (第28条)                      |
| 責務・行為規範等         | (第6条・第14条・第15条)       | (第23条・規則第4条)        | (第20条・第22条)          | (第47条・第48条)    | (第14条～第19条)      | (第13条～第19条、第21条～第24条)       |

## ( 2 ) 更新制

適格消費者団体の適格性が事後的にも維持されていることを担保するため、一定の有効期間を定め、期限の到来時に行政が適格性を再審査する更新制を設ける必要があると考えられる。(参考5)

再審査の際には、最初の申請時と同様の基準・方法で審査を行うことが適当と考えられる。

一方、当該有効期間については、差止請求権行使に係る一連の活動に要する期間、裁判に要する期間等を考慮し、適切な期間を設定する必要があると考えられる。

(参考5) 更新制を導入している例

(1) 労働安全衛生法

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

(製造時等検査等)

第三十八条 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者、特定機械等で厚生労働省令で定める期間設置されなかつたものを設置しようとする者又は特定機械等で使用を廃止したものを再び設置し、若しくは使用しようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項(以下この項において「製造時等検査対象機械等」という。)について、当該特定機械等が、特別特定機械等(特定機械等のうち厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)以外のものであるときは都道府県労働局長の、特別特定機械等であるときは厚生労働大臣の登録を受けた者(以下「登録製造時等検査機関」という。)の検査を受けなければならない。ただし、輸入された特定機械等及びこれに係る厚生労働省令で定める事項(次項において「輸入時等検査対象機械等」という。)について当該特定機械等を外国において製造した者が次項の規定による検査を受けた場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(登録製造時等検査機関の登録)

第四十六条 第三十八条第一項の規定による登録(以下この条、次条、第五十三条及び第五十三条の二第一項において「登録」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、製造時等検査を行おうとする者の申請により行う。

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 別表第五に掲げる機械器具その他の設備を用いて製造時等検査を行うものであること。

二 製造時等検査を実施する者(別表第六第一号に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者に限る。以下「検査員」という。)が同表第二号に掲げる数以上であること。

三 検査員であつて別表第七に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検査員を指揮するとともに製造時等検査の業務を管理するものであること。

四 登録申請者が、特別特定機械等を製造し、又は輸入する者(以下この号において「製造者等」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ~ハ (略)

4 (略)

(登録の更新)

第四十六条の二 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）

（登録製造時等検査機関等の登録の有効期間）

第十五条の二 法第四十六条の二第一項（法第五十三条の三、第五十四条及び第五十四条の二において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

（2）住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）

（住宅性能評価）

第五条 第七条から第十条までの規定の定めるところにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録住宅性能評価機関」という。）は、申請により、住宅性能評価（設計された住宅又は建設された住宅について、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき性能に関し、評価方法基準（第五十八条第一項の特別評価方法認定を受けた方法を用いる場合における当該方法を含む。第三十一条第一項において同じ。）に従って評価することをいう。以下同じ。）を行い、国土交通省令で定める事項を記載し、国土交通省令で定める標章を付した評価書（以下「住宅性能評価書」という。）を交付することができる。

2・3 （略）

（登録）

第七条 第五条第一項の登録（第十三条を除き、以下この節において単に「登録」という。）は、同項に規定する業務（以下この節において「評価の業務」という。）を行おうとする者の申請により行う。

2 （略）

（登録基準等）

第九条 国土交通大臣は、登録の申請をした者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる基準のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 第十三条の評価員（別表各号の上欄に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当するものに限る。以下この号において同じ。）が住宅性能評価を実施し、その数が次のいずれにも適合するものであること。

イ～ロ （略）

二 登録申請者が、業として、住宅を設計し若しくは販売し、住宅の販売を代理し若しくは媒介し、又は新築住宅の建設工事を請け負う者（以下「住宅関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ～ハ （略）

三 評価の業務を適正に行うために評価の業務を行う部門に専任の管理者が置かれていること。

四 債務超過の状態にないこと。

2 （略）

（登録の更新）

第十一条 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第七条から第九条までの規定は、前項の登録の更新の場合について準用する。

### ( 3 ) 適切な担保措置

#### ( 活動報告等 )

適格消費者団体の適格性が事後的にも維持されていることを担保するためには、更新制だけでなく、その有効期間内においても、判断主体において、節目節目で必要な報告を適格消費者団体から受け、適格性をチェックし得るようにすることも必要である。

このため、適格消費者団体に対しては

ア．差止請求権の行使に関する報告をはじめとする、事業報告、財務関係書類等を、毎年、提出すること

イ．事業者からの独立性（役員構成等）、組織運営体制など適格性に関わる重要事項に変更が生じた場合には、遅滞なく報告すること  
を求めることが必要ではないか。

#### ( 責務・行為規範等 )

また、適格消費者団体が、適格要件を形式的には満たしていても、個別事案によっては、

ア．競合事業者に対する妨害といった不当な訴えの提起

イ．正当な理由のない同時複数提訴

ウ．不当な行為が明らかに存在するにもかかわらず関係の深い取引先事業者ゆえ差止請求権を的確に行使しない

など差止請求権を不適切に行使し又は適切に行使しないような事態も想定される。

このような事態に対しては、個別の訴えの中で差止請求権の有無の実体的判断や権利濫用法理により棄却・却下といった裁判所の判断が下されることが想定される。しかし、差止請求権を適切に行使しないといった事案には対応できないことや不当な訴え等が提起されること自体が相手方に負担を与えるものであることなどから、別途、適格消費者団体の差止請求権の行使が、消費者全体の利益擁護のために適切に行われるための担保措置を講じておく必要があるのではないか。

こうした担保措置としては、

ア．適格消費者団体に求められる責務・行為規範（例えば、ア～ウ等のような事態を惹き起こさないための規範）を、法令等において明らかにするとともに、

イ．個々の適格消費者団体においても、当該規範等に適合するよう具体的な「差止請求権行使に係る事業規程」を策定することが必要ではないか。

(報告徴収・立入検査等)

適格要件への適合性に疑いが生じた、又は適格消費者団体が行為規範に違反した等必要な場合には、差止請求権の公正・適切な行使等を担保する観点から、早期に是正させるとともに、是正の見込みがない団体等については、適格消費者団体から除外する必要がある。

このため、判断主体に対して、適格消費者団体に対する報告徴収や立入検査、改善命令、適格性判断の取消しなどの権限を認める必要があるのではないか。 (参考6)

(参考6) 監督規定の例

(1) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)

(基本理念等)

第三条 裁判外紛争解決手続は、法による紛争の解決のための手続として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重しつつ、公正かつ適正に実施され、かつ、専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図るものでなければならない。

2 (略)

(認証の基準)

第六条 法務大臣は、前条の認証の申請をした者(以下「申請者」という。)が行う当該申請に係る民間紛争解決手続の業務が次に掲げる基準に適合し、かつ、申請者が当該業務を行うのに必要な知識及び能力並びに経理的基礎を有するものであると認めるときは、当該業務について認証をするものとする。

一・二 (略)

三 手続実施者の選任の方法及び手続実施者が紛争の当事者と利害関係を有することその他の民間紛争解決手続の公正な実施を妨げるおそれがある事由がある場合において、当該手続実施者を排除するための方法を定めていること。

四 申請者の実質的支配者等(申請者の株式の所有、申請者に対する融資その他の事由を通じて申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。)又は申請者の子会社等(申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして法務省令で定める者をいう。)を紛争の当事者とする紛争について民間紛争解決手続の業務を行うこととしている申請者にあつては、当該実質的支配者等又は申請者が手続実施者に対して不当な影響を及ぼすことを排除するための措置が講じられていること。

五・六 (略)

七 民間紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行について定めていること。

八~十三 (略)

十四 申請者(法人にあつてはその役員、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつてはその代表者又は管理人)その代理人、使用人その他の従業者及び手続実施者について、これらの者が民間紛争解決手続の業務に関し知り得た秘密を確実に保持するための措置を定めていること。

十五・十六 (略)

(変更の認証)

第十二条 認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法を変更しようとするときは、法務大臣の変更の認証を受けなければならない。ただし、法務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2~4 (略)

(変更の届出)

第十三条 認証紛争解決事業者は、次に掲げる変更があつたときは、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名若しくは名称又は住所の変更
  - 二 認証紛争解決手続の業務の内容又はその実施方法についての前条第一項ただし書の法務省令で定める軽微な変更
  - 三 法人にあっては、定款、寄付行為その他の基本約款（前二号に掲げる変更に係るものを除く。）の変更
  - 四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項の変更
- 2 法務大臣は、前項第一号に掲げる変更について同項の規定による届出があったときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（説明義務）

第十四条 認証紛争解決事業者は、認証紛争解決手続を実施する契約の締結に先立ち、紛争の当事者に対し、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項について、これを記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を提供して説明をしなければならない。

- 一 手続実施者の選任に関する事項
- 二 紛争の当事者が支払う報酬又は費用に関する事項
- 三 第六条第七号に規定する認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行
- 四 前三号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

（暴力団員等の使用の禁止）

第十五条 認証紛争解決事業者は、暴力団員等を業務に従事させ、又は業務の補助者として使用してはならない。

（事業報告書等の提出）

第二十条 認証紛争解決事業者は、その認証紛争解決手続の業務に関し、毎事業年度の経過後三月以内に、法務省令で定めるところにより、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書又は損益計算書を作成し、これを法務大臣に提出しなければならない。

（報告及び検査）

第二十一条 法務大臣は、認証紛争解決事業者について、第二十三条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合には、その認証紛争解決手続の業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者に対し、当該業務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該認証紛争解決事業者の事務所に立ち入り、当該業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（勧告等）

第二十二条 法務大臣は、認証紛争解決事業者について、次条第二項各号のいずれか

に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由がある場合において、その認証紛争解決手続の業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、当該認証紛争解決事業者に対し、期限を定めて、当該業務に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

- 2 法務大臣は、前項の勧告を受けた認証紛争解決事業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該認証紛争解決事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

( 認証の取消し )

第二十三条 法務大臣は、認証紛争解決事業者が次の各号のいずれかに該当するとき  
は、その認証を取り消さなければならない。

- 一 第七条各号（第六号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- 二 偽りその他不正の手段により第五条の認証又は第十二条第一項の変更の認証を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく、前条第二項の規定による命令に従わないとき。

2 法務大臣は、認証紛争解決事業者が次の各号のいずれかに該当するとき、その認証を取り消すことができる。

- 一 その行う認証紛争解決手続の業務の内容及びその実施方法が第六条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
- 二 認証紛争解決手続の業務を行うのに必要な知識若しくは能力又は経理的基礎を有するものでなくなったとき。
- 三 この法律の規定に違反したとき。

3～6 ( 略 )

( 2 ) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）

( 秘密保持義務 )

第十四条 登録住宅性能評価機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

( 評価の業務の義務 )

第十五条 登録住宅性能評価機関は、評価の業務を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、評価の業務を行わなければならない。

2 登録住宅性能評価機関は、公正に、かつ、国土交通省令で定める基準に適合する方法により評価の業務を行わなければならない。

( 評価業務規程 )

第十六条 登録住宅性能評価機関は、評価の業務に関する規程（以下この節において「評価業務規程」という。）を定め、評価の業務の開始前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 評価業務規程には、評価の業務の実施の方法、評価の業務に関する料金その他の国土交通省令で定める事項を定めおかななければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による届出のあった評価業務規程が、この章の規定に従って評価の業務を公正かつ適確に実施する上で不適當であり、又は不適當となったと認めるときは、その評価業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(登録の区分等の揭示)

第十七条 登録住宅性能評価機関は、国土交通省令で定めるところにより、登録の区分その他国土交通省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十八条 登録住宅性能評価機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

- 2 利害関係人は、登録住宅性能評価機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録住宅性能評価機関の定めた費用を支払わなければならない。
  - 一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
  - 三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を国土交通省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
  - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって国土交通省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

(帳簿の備付け等)

第十九条 登録住宅性能評価機関は、国土交通省令で定めるところにより、評価の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、登録住宅性能評価機関は、国土交通省令で定めるところにより、評価の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(適合命令)

第二十条 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が第九条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録住宅性能評価機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十一条 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が第十五条の規定に違反していると認めるときは、その登録住宅性能評価機関に対し、評価の業務を行うべきこと又は評価の業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告、検査等)

第二十二条 国土交通大臣は、評価の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録住宅性能評価機関に対し評価の業務若しくは経理の状

況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、登録住宅性能評価機関の事務所に立ち入り、評価の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録の取消し等)

第二十四条 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が第八条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

- 2 国土交通大臣は、登録住宅性能評価機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて評価の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
  - 一 第十条第二項、第十二条第二項、第十七条、第十八条第一項、第十九条、前条第一項又は第七十一条第二項の規定に違反したとき。
  - 二 第十六条第一項の規定による届出のあった評価業務規程によらないで評価の業務を行ったとき。
  - 三 正当な理由がないのに第十八条第二項各号の請求を拒んだとき。
  - 四 第十六条第三項、第二十条又は第二十一条の規定による命令に違反したとき。
  - 五 第八十七条第四項の規定による負担金の納付をしないとき。
  - 六 評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する評価員若しくは法人にあってはその役員が、評価の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。
  - 七 不正な手段により登録を受けたとき。
- 3 国土交通大臣は、前二項の規定により登録を取り消し、又は前項の規定により評価の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

### (3) 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律(昭和55年法律第36号)

(犯罪被害者等早期援助団体)

第二十三条 公安委員会は、犯罪行為の発生後速やかに被害者等を援助することにより当該犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、当該都道府県の区域において次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、同項に規定する事業を行う者(以下「犯罪被害者等早期援助団体」という。)として指定することができる。

2~4 (略)

- 5 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体の財政の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、犯罪被害者等早期援助団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 6 公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 7 犯罪被害者等早期援助団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第

二項第二号から第四号までに掲げる業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は同項各号に掲げる事業の目的以外の目的のために利用してはならない。

- 8 犯罪被害者等早期援助団体は、第二項に規定する業務の遂行に当たっては、関係する機関及び団体の活動の円滑な遂行に配慮して、これらの活動との調和及び連携を図らなければならない。
- 9 第一項の指定の手續その他犯罪被害者等早期援助団体に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）

（指定）

第四条 犯罪被害者等早期援助団体の指定は、犯罪行為の発生後速やかに被害者等（法第二十二條第一項に規定する被害者等をいう。以下同じ。）を援助することにより当該犯罪被害等の早期の軽減に資することを目的として設立された営利を目的としない法人であつて、次の要件を満たすものについて行う。

一～五（略）

六 相談事業等を適正かつ確実にを行うために必要な事業規程が定められていること。

七～十（略）

（4）債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）

（業務に関する規制）

第十七条 債権回収会社の業務に従事する者は、その業務を行うに当たり、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

- 2 債権回収会社の業務に従事する者は、その業務を行うに当たり、相手方の請求があつたときは、当該債権回収会社の商号、自己の氏名その他法務省令で定める事項を、その相手方に明らかにしなければならない。

第十八条 債権回収会社は、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用してはならない。

- 2 債権回収会社は、その業務に関して広告をするときは、債権の回収の確實性その他法務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

3～9（略）

（業務に関する帳簿書類）

第二十条 債権回収会社は、法務省令で定めるところにより、その業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

（事業報告書の提出）

第二十一条 債権回収会社は、事業年度ごとに、法務省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを法務大臣に提出しなければならない。

（立入検査等）

第二十二條 法務大臣は、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、債権回収会社に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、債権回収会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 警察庁長官は、債権回収会社について、第五条第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第二項の規定に違反する事実があると疑うに足りる相当な理由があり、かつ、第六条第一項、第二十四条第二項又は第二十七条の規定に基づき意見を述べるために必要であると認められる場合には、法務大臣に協議の上、第五条第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第二項の規定に違反する事実の有無を確認するために必要な限度で、債権回収会社に対し、その業務に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は警察庁職員に、債権回収会社の営業所若しくは事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 3 警察庁長官は、前項の規定により報告若しくは資料の提出を命じ、又は立入検査若しくは質問をさせたときは、その結果を速やかに文書で法務大臣に通報するものとする。
- 4 第一項又は第二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(業務改善命令)

第二十三條 法務大臣は、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該債権回収会社に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十四條 法務大臣は、債権回収会社が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 第五条各号のいずれかに該当することとなったとき。
  - 二 不正の手段により第三条の許可を受けたとき。
  - 三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
  - 四 債権管理回収業に関し、著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いとき。
  - 五 第三条の許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないとき。
- 2 法務大臣は、前項の規定による処分をしようとするときは、第五条第五号、第六号若しくは第七号へに該当する事由又は第十七条第一項、第十八条第一項若しくは第十九条第二項の規定に違反する事実の有無について、警察庁長官の意見を聴くことができる。

#### ( 4 ) 情報公開

適格消費者団体に関する情報が広く消費者・事業者に提供され、社会全体により当該団体の活動のチェックが行われ得る仕組みを設けることにより、消費者全体の利益擁護のために差止請求権の行使を認めるという制度導入の趣旨にふさわしい規律が当該団体により自律的になされるよう促すことが重要である。

また、積極的な情報公開を通じて、適格消費者団体の活動内容の透明性が高まることにより、個々の消費者が当該団体に信頼を寄せ、消費者被害の情報を迅速に提供することを通じ、当該団体による差止請求権の適正行使の環境が整っていくものと考えられる。

以上を踏まえ、

ア．申請時の情報公開（１頁参照）のみでなく、

イ．事業開始後においても

適格消費者団体の事業報告書や財務諸表等について、インターネット等電子媒体も活用しつつ、広く閲覧等を可能とするなど情報公開を行う必要があるのではないか。（参考７）

## (参考7) 情報公開の例

### (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、内閣府令で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（次項、次条及び第四十三条第一項において「事業報告書等」という。）並びに役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（次項、次条及び第四十三条第一項において「役員名簿等」という。）を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条において準用する民法第五十一条第一項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録。次条第二項において同じ。）、役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し（次条及び第四十三条第一項において「定款等」という。）の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

（事業報告書等の提出及び公開）

第二十九条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

- 2 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等若しくは役員名簿等（過去三年間に提出を受けたものに限る。）又は定款等について閲覧の請求があった場合には、内閣府令で定めるところにより、これを閲覧させなければならない。

### (2) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第五十条 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書並びに営業報告書又は事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二百二十三条において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない。

- 2 製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録製造時等検査機関の定めた費用を支払わ

なければならない。

- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
  - 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
  - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- 3 製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人は、登録製造時等検査機関が製造時等検査に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保することができる保険契約（以下この項において「損害保険契約」という。）を締結しているときは、登録製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号及び第四号の請求をするには、登録製造時等検査機関の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 損害保険契約の契約内容を記載した書類が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
  - 三 第一号の書類が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
  - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて厚生労働省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
- 4 登録製造時等検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び営業報告書又は事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

### (3) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)

(認証紛争解決手続の業務に関する情報の公表)

第三十一条 法務大臣は、認証紛争解決手続の業務に関する情報を広く国民に提供するため、法務省令で定めるところにより、認証紛争解決事業者の氏名又は名称及び住所、当該業務を行う事務所の所在地並びに当該業務の内容及びその実施方法に係る事項であつて法務省令で定めるものについて、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

## (5) その他

独立性・専門性を有する第三者による、いわゆる「外部監査」が、いくつかの制度において、導入されている。(参考8)

- ア．商法上の大会社や証券取引法上の上場会社等に対する、公認会計士等による会計監査
- イ．都道府県、政令指定都市等に対する、弁護士や公認会計士等による財務執行・経営事業管理等の監査
- ウ．大規模な公益法人に対する、公認会計士等による監査

このように外部監査は、限られた分野で、段階的に導入が進んできているが、財政的な負担等を考慮し、一定の規模以上のものなどに対象が限定されている。

また、行政による指定、許可、認可、登録制度等の対象法人においても、法律上の義務付け措置は一般的にはなされていない。

以上の状況を踏まえ、適格消費者団体に対する外部監査については、

- ア．想定する「外部監査」の内容（会計か、業務一般か、いかなる趣旨から実施するのか等）
- イ．更新制や報告徴収・立入検査等行政による担保措置や情報公開措置を適切に講ずることでは、同様の趣旨を実現できないものか等も踏まえ、必要性を慎重に検討すべきではないか。

## (参考8) 外部監査を求める例

### (1) 法律上義務づけられている例

#### 商法及び証券取引法

財務諸表が法令や規則に従って適切に作成されているか否かを監査するもので、外部の利害関係者(株主や債権者)のために財務諸表の信頼性を確保することを目的に、公認会計士等が会計監査を実施。

監査が義務づけられているのは、商法上の大会社(資本金5億円又は負債総額200億円以上の株式会社)及び証券取引法上の上場会社等。

#### 地方自治法

地方分権の進展に伴い、県行政に対する国の関与等が縮減する中で、県自らのチェック機能等の充実の必要性が高まり、また、予算の不適正執行が問題となったことを背景に、平成9年の地方自治法改正で導入。弁護士、公認会計士等が財務執行・経営管理のうちの特定テーマ(包括外部監査)や住民請求等のあった案件(個別外部監査)について監査を実施。

監査が義務づけられているのは、都道府県、政令指定都市、中核市等。

### (2) 政府が要請している例(公益法人)

一部公益法人の不祥事により、公益法人の運営や指導監督のあり方が厳しく問われたことを踏まえ、指導監督を徹底するため、政府は、立入検査について、少なくとも3年に1回実施するなどの充実、一定規模以上の公益法人(資産額100億円若しくは負債額50億円又は収支決算額10億円以上)に対して公認会計士等による外部監査を受けるよう要請する等の申合せを行っているところである(平成13年2月9日 関係閣僚会議幹事会申合せ等)。

### 3．訴訟手続

#### (1) 基本的考え方

消費者団体訴訟制度における訴訟手続については、本制度が民事訴訟の枠組みを利用するものであることから、原則として民事訴訟法の規定に従うべきである。

一方、本制度には、訴えを提起し得る適格消費者団体が複数存在するなどの特色が見られる。これらの特色を踏まえ、手続ルールの明確化や濫訴の防止を図ることなどにより制度を有効・適切に運営するという観点から、特段の措置を講じる必要があるかどうかについて、個別に検討を行う必要がある。(参考9、10)

(参考9)「消費者団体訴訟制度の骨格について」(抄)

## 第2 消費者団体訴訟制度構築の方向性

### 4. 訴訟手続の在り方

#### (1) 基本的考え方

消費者団体訴訟制度における訴訟手続については、本制度が民事訴訟の枠組みを利用するものであることから、原則として民事訴訟法の規定に従うべきである。

一方、本制度には、

- ・ 訴えを提起し得る適格消費者団体が複数存在すること
- ・ 訴訟により消費者全体の利益の擁護を目指すものであること
- ・ 我が国の法制上新しい訴訟類型であること

という特色がある。

これらの特色を踏まえ、手続ルールの明確化や濫訴の防止を図ることなどにより制度を有効・適切に運営するという観点から、訴訟手続に関して、特段の措置を講じる必要があるかどうかについて、個別に検討を行う必要がある。

(参考10)海外における消費者団体訴訟制度の概要

| 国名              | ドイツ   |                                  |   | フランス   |  |  |
|-----------------|---|----------------------------------|---|--|--|--|
|                 | 差止訴訟法   | 不正競争防止法                          | 書籍価格拘束法   | 消費法典   |  |  |
|                 |   |                                  |   | 民事訴権   | 不正行為差止訴権                                       | 訴訟参加   |
| 請求主体            | 消費者団体、事業者団体、商工会議所、手工業会議所  | 競業者、事業者団体、消費者団体、商工会議所、手工業会議所     | 書籍販売業者、事業者団体、価格拘束受託者(弁護士)、差止訴訟法によって提訴権を有する消費者団体 | 消費者団体  |  |  |
| 差止訴権の内容         | 不当約款条項の使用の差止、推奨の差止、推奨の撤回の各請求<br>消費者保護法規違反行為に対する差止請求   | 不正競争防止法違反行為に対する除去、差止請求           | 書籍価格拘束法違反行為に対する差止請求(最終販売価格設定義務、価格維持義務)          | 刑事罰の科される消費者保護法規に違反する行為の差止請求  | 98年EU指令を国内法化した法規に違反する行為についての差止請求、約款中の不当条項の削除請求 | 刑事罰の科されない消費者保護法規に違反する行為に対する消費者個人の先行訴訟に参加して行う差止請求 |
| 判決効果の及ぶ範囲       | 提訴権を有する団体に固有の差止請求権が帰属することが明記(差止訴訟法3条、不正競争防止法8条3項)されており、判決の効果は訴訟当事者限りに及ぶ。例外として、不当条項の差止判決について援用制度がある(差止訴訟法11条)。               |                                  |   | 判決の効果が及ぶ範囲は原則として訴訟当事者限り。   |  |  |
| 二重提訴の可否         | 二重提訴は理論的には可能。実際には団体間で連絡を取り合うため、ほとんど例がない。  |                                  |   | 二重提訴は可能で、実際に事例もある。   |  |  |
| 濫訴の防止           | 消費者保護法規違反等に対する差止請求は濫訴の禁止規定有り。不当約款の差止請求は規定がない。   | 濫訴の禁止規定有り。                       |   | 検事による公訴が先行しない民事訴権の提訴の際には供託金が必要であり、消費者団体が敗訴した場合、被告への賠償金に充当される。不当訴訟に対しては不法行為一般法理により損害賠償請求が命じられる。   |  |  |
| 判決違反への対抗措置      | 判決に事業者が従わない場合には、消費者団体は行政裁判所に対し行政罰(秩序金)の申立てをすることが可能。事業者の行為に対する判決内容違反の判断は「核心の原則」の法理による。                                       |                                  |   | 判決に事業者が従わない場合には、消費者団体は罰金強制の申立てをすることが可能。その金額は高額であり、国庫に納付される。  |  |  |
| 判決の公表制度         | 差止認容の際には、裁判所は、勝訴当事者に対し敗訴当事者の負担による判決を公表する権限を与えることができ、公表の種類、規模は判決によって定められる(差止訴訟法7条、不正競争防止法12条、書籍価格拘束法9条)。                     |                                  |   | 裁判所が判決の情報を公に報道するよう命ずる(L421-9条)。結果を問わず敗訴当事者が費用を負担し、公表の媒体は裁判所が指定する。裁判所の職権でも可能だが、多くは消費者団体の要請により行われる。  |  |  |
| 警告・事前交渉         | 法的義務なし。警告・事前交渉を行うのが通常。  | 裁判開始前に警告をするとともに、調停に付す機会を与える規定あり。 | 法的義務なし。   | 法的義務なし。警告・事前交渉を行うのが通常  |  |  |
| 主な消費者団体による訴訟追行等 | 基本的に全国中央団体であるVZBVが交渉や訴訟提起を行い、地方団体が行う例は少ない。ほとんどが警告・交渉で解決し、訴訟に至るのは1~2割である。VZBVは、不正競争防止法に関して年平均約60件、不当条項に関して年平均約40件の訴訟を提起している。 |                                  |   | 財政規模が大きいUFC・CLCVの消費者団体が積極的に訴権を行使している。ただし、交渉で解決するケースが多く、訴訟に発展するのは交渉案件の1~2割程度であり、民事訴権が多い。2002年に提起された民事訴権は464件。[UFC]年平均して約100件の訴訟が係属。不当約款の差止訴訟は年5~6件。[CLCV]調査時で約30件の訴訟が係属。不当約款の差止訴訟は年間数件。 |  |  |

| イギリス   |   | オランダ  |   | イタリア   |   |
|--|---|---|---|--|---|
| 1999年不正条項規則  | Enterprise Act 2002   | 民法305条  | 民法240条  | 消費者権利法   | 民法1468(6)条                                    |
| 同規則の付属書に記載された団体(公的機関、消費者団体(消費者協会(CA)のみ))   | 一般的執行者(公正取引庁等)<br>指定執行者(国務大臣が指定する団体(公的機関、消費者団体等))<br>共同体執行者(EU指令に基づくリストに掲載されている組織)        | 消費者団体、事業者団体その他あらゆる団体  | 職業もしくは事業を営む者、または消費者の各利益の擁護を目的とする完全能力法人                | 消費者団体  |   |
| 不正条項の使用、推奨の差止請求  | 消費者保護法規違反行為(国内法、EU法)の差止請求(不正条項規則違反も含まれる)  | その団体の定款によって当該利益の促進が定められているかぎり、他者の同種の利益を保護するため訴訟を行うことが可能。                | 不当約款条項の使用又は促進の禁止、使用推奨の撤回命令                            | 消費者の利益を侵害する行為を防止し、不利な影響を正し、取り除くために必要な手段を講じることができる。具体的には不当約款条項、欺瞞的広告等の防止、差止請求を行うことができる。 | 消費者の利益を害する普通取引約款の不正条項についての使用差止請求              |
| 原則当事者限り。ただし、他の事業者の使用する類似の契約条項にも効果が及ぶものと規定されている。                                    | 原則当事者限り。法人代表者や同一の企業グループを構成する他の事業者にも効力を及ぼすことができる。  | 判決の効果は訴訟当事者限りに及ぶ。個人が判決の効力に異議を唱えることにより訴訟の結果を拒否できる。                       | 判決の効果は訴訟当事者限りに及ぶ。不当約款使用に対する差止判決に対しては、援用制度がある。         | 判決の効果については、民事訴訟法に基づいて、訴訟当事者に限定される。   |   |
| 二重提訴は理論上可能だが、提訴前に公正取引庁への通知(不正条項規則)・協議(Enterprise Act 2002)を義務づけており、複数提訴の防止が図られている。 |   | 二重提訴は可能。ただし、管轄が被告の居住地になるため裁判官の判断により併合される可能性が高い。                         |   | 二重提訴は可能であり、消費者団体が敗訴した事例について、別の消費者団体が提訴することも可能。消費者団体間の連絡・連携体制が整っているため事例は存在しない。          |   |
| 公正取引庁による事前協議により不適切な訴訟はスクリーニングされ、複数訴訟はコントロールがなされている。                                |   | 権利の濫用に関する一般条項あり。訴訟提起前の事前交渉義務づけ制度あり。                                     |   | 不当訴訟については、名誉毀損等や不法行為の一般法理により対応。  |   |
| 判決に事業者が従わない場合には、裁判所は法廷侮辱とみなし罰金や自由刑を課することができる。                                      |   | 判決違反に対する強制執行手段として、判決の執行官の権限により銀行口座の凍結及び営業停止命令が可能。                       |   | 判決に従わない事業者に対して消費者団体からの請求に基づき、罰金を課することができる。罰金は国庫に組み入れられる。                               |   |
| 全ての情報が公正取引庁に集約され、公表される。  | 裁判所が事業者に対して判決の内容と是正の表明を公表する旨を請求することができる。  | 裁判所が適切と判断し、社会的利益に資すると認めた場合、原告は被告に対して全国紙に判決の公表を請求することができる。               |   | 侵害の影響を正す可能性がある場合、全国紙等による是正対策公表の命令を裁判所に請求できる。判決そのものの公表は定められていない。                        | 裁判所の裁量、消費者団体の請求により裁判所は判決を新聞に公表することを命じることができる。 |
| 法的義務なし。  | Enterprise Act 2002に基づく訴えの提起前には、事業者との交渉が義務づけられている。公正取引庁は、訴訟提起よりも、訴訟外での解決(和解、ADR等)を推奨している。 | 団体訴訟の提起前に相手方と十分な交渉をすることを義務づけている。状況により行われなければならないことはある。                  | 約款使用差止についても、団体訴訟を提起する前に、業者に約款変更の機会を与えることを消費者団体に求めている。 | 訴訟提起前、相手方に差止要求を文書にて行う必要がある。訴訟提起前、商工職農会議所に調停手続を行うことが可能。                                 |   |
| 消費者協会(CA)が、不当条項に関して2003年に交渉を行った件数は約10件。  |   | 全国的に活動する消費者団体はコンシューマーズボンドのみである。コストの問題から訴訟に発展する件数は少ない。事前交渉、ADRの活用が中心である。 |   | 訴訟に発展するのは、1団体あたり年間数件程度。交渉、商工会議所による仲裁によって解決されることが多い。                                    |   |

## (2) 適格消費者団体相互の関係

### 既判力の範囲

ア．本制度における差止請求権はそれぞれの適格消費者団体に認められた権利と考えられる。この場合、ある適格消費者団体が提起した差止めを求める訴えにおける判決の既判力の範囲については、当該訴えの当事者限りとし、他の適格消費者団体には及ばないとすることが民事訴訟法の基本原則に整合的である。(参考11)

イ．他方、このような民事訴訟法の基本原則によった場合、例えば、ある適格消費者団体が事業者に対する差止めを求める訴えで敗訴しても、別の適格消費者団体はこの敗訴判決に拘束されることなく、同一事案についての別の訴え(以下「別の訴え」)を提起し得ることとなり、紛争の蒸返しが生じるのではないか、という懸念もある。

ウ．このような紛争の蒸返しを防止するため、ある適格消費者団体が敗訴した事案と同一の事案については、「別の訴え」の提起を制限することも考えられる。しかしながら、「別の訴え」の中には、適切な差止請求権の行使とはいえないケースばかりではなく、新たな証拠が発見された場合等、訴え提起に正当な理由がある場合も想定され、一律に訴えの提起を制限することは適切でないのではないか。

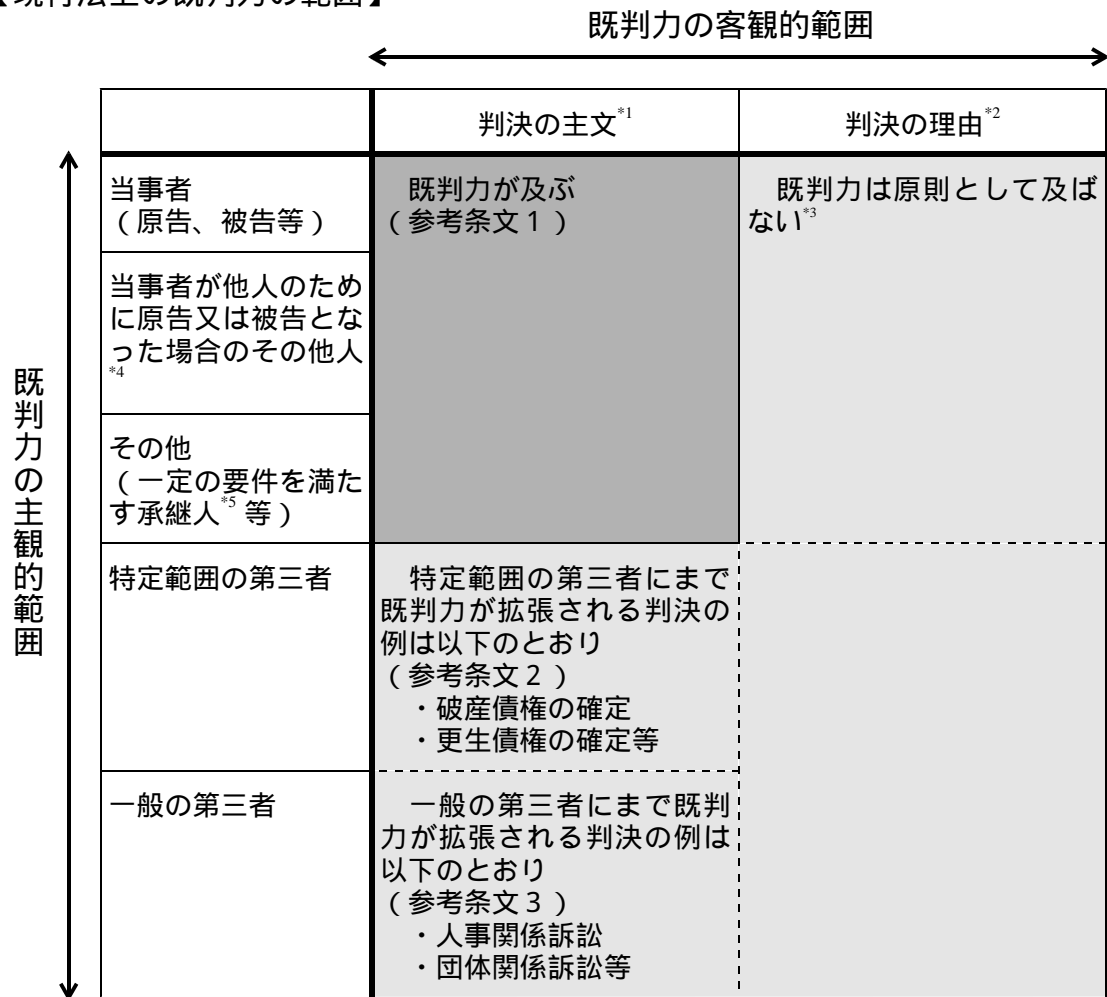
エ．適切な差止請求権の行使とはいえないケースについては、裁判所において差止請求権の有無の実体的な判断や権利濫用法理の下で棄却・却下といった判断が下され得るものと考えられるが、制度的にも、適格要件の設定・適合性の判断、行政等による担保措置、適格消費者団体についての情報公開といった各種の措置を適切に運営することにより、そうした訴え自体、抑制されるものと考えられる。

(参考11) 既判力の範囲について

【既判力の定義】

裁判が確定した場合に生じる、そこで判断された事項に訴訟手続上当事者も裁判所も拘束されるという効果を既判力という。同一事項が再び訴訟上問題となったとしても、既判力の及ぶ範囲では、当事者及び裁判所は、先の判断と矛盾する主張、裁判をすることは許されなくなる。

【現行法上の既判力の範囲】



\*1 判決の結論の部分で裁判の核心をなす。  
 \*2 判決において主文の判断を導くに至った前提をなす事実。法の適用を示し、かつ判断の経路を明らかにする部分。  
 \*3 判例においては、信義則を用いて、訴訟物の枠(主文に包含するもの)を超えて後訴を却下したものもある。  
 \*4 他人の権利利益について、当事者として訴訟を進行する資格をもつ者。具体的には債権者代位訴訟の場合がある。  
 \*5 口頭弁論終了後に当事者から訴訟物たる権利を承継した者。具体的には、債権を原告から譲り受けた者、所有権確認請求の目的物件を被告から譲り受けた者があげられる。

## 【参考条文】

### 【1】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（既判力の範囲）

第一百四条 確定判決は、主文に包含するものに限り、既判力を有する。

2 （略）

（確定判決等の効力が及ぶ者の範囲）

第一百五条 確定判決は、次に掲げる者に対してその効力を有する。

一 当事者

二 当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人

三 前二号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人

四 前三号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者

2 （略）

### 【2】

破産法（平成16年法律第75号）

第三十一条 破産債権の確定に関する訴訟についてした判決は、破産債権者の全員に対して、その効力を有する。

2 （略）

会社更生法（平成14年法律第154号）

第六十一条 更生債権等の確定に関する訴訟についてした判決は、更生債権者等及び株主等の全員に対して、その効力を有する。

2 （略）

### 【3】

人事訴訟法（平成15年法律第109号）

第二十四条 人事訴訟の確定判決は、民事訴訟法第一百五条第一項の規定にかかわらず、第三者に対してもその効力を有する。

2 （略）

商法（明治32年法律第48号）

第九条<sup>\*1</sup> 合併ヲ無効トスル判決ハ第三者ニ対シテモ其ノ効力ヲ有ス

2 （略）

---

\*1 本条項は、第112条（会社の解散判決）、第136条（会社設立無効の訴え）、第141条（債権者による会社設立取消しの訴え）、第247条（総会決議取消しの訴え）、第252条（総会決議不存在・無効確認の訴え）、第280条16（新株発行無効の訴え）等に準用されている。

## 同時複数提訴の可否

ア．ある適格消費者団体が起こしている差止めを求める訴えの係属中に、別の適格消費者団体が同一事案に関して、さらに差止めを求める訴えを提起（同時複数提訴）し得るかどうかにしても、特段制限されないとするのが民事訴訟法の基本原則に整合的である。（参考12）

イ．他方、このような民事訴訟法の基本原則によった場合、同時複数提訴により被告である事業者に過重な負担が生じるのではないかと懸念もある。

ウ．このような懸念に対応するため、同時複数提訴については一律に制限することも考えられるが、既判力の範囲の問題と同様に、同一事案に関する更なる訴えの提起には、適切な差止請求権の行使とはいえないケースばかりではなく、先行する適格消費者団体とは専門分野を異にする適格消費者団体がその専門性を活かして訴えを提起する等、正当な理由がある場合も想定され、一律に訴えの提起を制限することは適切でないのではないか。

エ．適切な差止請求権の行使とはいえないケースについては、既判力の範囲の問題と同様に、適切な適格要件の設定等により、そうした訴え自体、抑制されるものと考えられる。

オ．なお、管轄裁判所が被告の普通裁判籍の所在地に限定されるのであれば（49頁参照）、同一事業者に対して複数の訴えが提起された場合であっても、訴えは同一の裁判所に提起されるため、裁判所の裁量により併合されることが想定され、被告である事業者の負担についても相当程度軽減され得るのではないか。

(参考12) 同時複数提訴について

### 【二重起訴の禁止】

実質的には一つの紛争であるのに、訴訟が複数係属しそれぞれ別個に審理することを認めることは、被告の応訴負担の軽減や不必要な訴訟の排除、判決矛盾の危険の観点等から妥当ではないため、裁判所にすでに訴訟係属している事件については、同一当事者間で重ねて別訴を提起することは禁止されている(民事訴訟法第142条)。

### 【要件】

二重起訴に該当するためには、以下の要件を充たすことが必要である。

#### (1) 当事者について

前訴と後訴の当事者が同一であること<sup>\*1</sup>。

#### (2) 訴訟の対象について

訴訟物<sup>\*2</sup>である権利又は法律関係が同一であること。

#### (3) 手続について

前訴の係属中に別訴を提起すること<sup>\*3</sup>。

### 【効果】

上記の要件を充たす場合には、裁判所は、判決で後訴を不適法として却下しなければならない。

### 【参考条文】

民事訴訟法(平成8年法律第109号)

(重複する訴えの提起の禁止)

第一百四十二条 裁判所に係属する事件については、当事者は、更に訴えを提起することができない。

---

\*1 通説・判例は、両訴の当事者が異なっても、一方の訴えの当事者が他方の訴えの判決の効力を受ける場合は、事件の同一性を認める。

\*2 訴訟の目的ともいわれ、訴訟上の請求と同義に用いられる。原告が被告に対して主張する権利・法律関係をいう。

\*3 前訴の手続内で訴えの変更又は反訴の方法で審判を申し立てるときは、別訴とならない。

## 請求の放棄、和解等の可否

請求の放棄や和解等の可否に関しても、特段の制限がされないとするのが民事訴訟法の基本原則に整合的である。不当な和解等がされたとしても、他の適格消費者団体は当該和解等に拘束されないため、あえて特段の措置を講じる必要はないと考えられる。(参考13)

(参考 13) 訴えの取下げ、請求の放棄、和解について

## 【定義】

### 1. 訴えの取下げ

民事訴訟において、原告がその提起した訴えの全部又は一部を撤回する訴訟行為。

訴えの取下げは終局判決が確定するまで可能であるが、被告が本案につき準備書面を提出し又は弁論準備手続若しくは口頭弁論をした後は、被告の同意が必要である。

取下げにより訴えは初めから係属しなかったことになる。終局判決後に訴えが取り下げられると、終局判決は効力を失うが、原告はその後同一の訴えを提起することができなくなる。

### 2. 請求の放棄

請求の放棄とは、民事訴訟の口頭弁論、弁論準備手続又は和解の期日において、原告が自己の訴訟上の請求（訴訟物）である権利主張を否定する陳述をすることをいう。

この行為がなされた場合、そのことが口頭弁論調書に記載され、訴訟手続は終局判決を経ずに終了し、調書の記載は確定判決と同一の効力をもつ。

### 3. 訴訟上の和解

和解とは、訴訟の係属中当事者がその主張を互いに譲歩して訴訟を終了する旨の合意である。

和解は判決と比較して、一般に簡易・迅速・低廉な手続であり、紛争の一刀両断的な解決を回避でき、自主的な紛争解決方法として合意を前提とするため任意の履行も期待でき、さらに、実定法の枠にとらわれない新たな救済方法を創造できるという紛争解決上の利点を有するが、主として当事者間の交渉により成立するものであるため、和解手続及び和解内容の公正さを確保することが課題となる。

## 【参考条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（訴えの取下げ）

第二百六十一条 訴えは、判決が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。

2 訴えの取下げは、相手方が本案について準備書面を提出し、弁論準備手続において申述をし、又は口頭弁論をした後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。ただし、本訴の取下げがあった場合における反訴の取下げについては、この限りでない。

3～5 （略）

（訴えの取下げの効果）

第二百六十二条 訴訟は、訴えの取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなす。

2 本案について終局判決があった後に訴えを取り下げた者は、同一の訴えを提起することができない。

（請求の放棄又は認諾）

第二百六十六条 請求の放棄又は認諾は、口頭弁論等の期日においてする。

2 請求の放棄又は認諾をする旨の書面を提出した当事者が口頭弁論等の期日に出頭しないときは、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、その旨の陳述をしたものとみなすことができる。

（和解調書等の効力）

第二百六十七条 和解又は請求の放棄若しくは認諾を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。

(3) 差止判決の実効性確保について  
判決の援用制度

ア．消費者団体訴訟制度を導入している国のうちドイツ等一部の国では、不当な契約条項の使用について、差止判決の実効性を確保するため、消費者が個別訴訟の中で当該差止判決を援用する場合、個別の条項を無効とみなす規定が設けられている。(参考14)

イ．現在、本制度の差止請求権の対象として検討されている消費者契約法の規定の中には、該当する契約条項が具体的なケースによって有効・無効の判断が分かれ得るものや、該当する契約条項の一部についてのみ無効とされるものもある。

こうした「一部無効」とされる契約条項についても、無効となる場合があり得る契約条項がそのまま使用されることは適当ではないことや、事業者には、消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮することが求められること(消費者契約法第3条)から、差止請求の対象とすべきと考えられる。(参考15)

この場合、差止めを求める訴えの判決の理由中で示されるのは、当該条項をそのまま使用継続することは許されない旨を示すにとどまり、具体的にどのようなケースや範囲で当該条項が無効となるのかにつき、必ずしも網羅的に示されるとは限らない。従って、ドイツ等で採用されているような、援用がなされた場合に一律に個別の条項を無効と見なす枠組みを導入するのは困難ではないか。

ウ．一方、ドイツ等で採用されているような援用制度をそのまま導入するのではなく、

- ア 判決の理由中で無効となり得ることが具体的に示されたケースや範囲でのみ援用の効果を生じさせる
- イ 主張立証責任を転換し、事業者側に当該条項が有効であることの主張立証を求める

というような枠組みを採用することも考え得るが、既存の法体系との整合性につき慎重に検討する必要がある。また、個別訴訟において援用の効果が生じるのか否かが不透明となり、制度の安定性に欠けるのではないか。

エ．判決の実効性確保の観点からみると、判決の援用制度を導入しない場合であっても、差止判決がなされたことによる事実上の効果が個別訴訟においても十分期待できるほか、個別の事情等も加味して、裁判所は適切な判断を下すことが可能と考えられるのではないか。

オ．援用制度は判決の効力に関して民事訴訟法の一般原則に対する例外を定めるものと考えられるため、その必要性については、導入した場合の効果等も踏まえ、慎重に検討する必要がある。

## (参考 14) 援用制度の概要

### 【既判力の範囲】

確定判決は既判力を有するが、その効力の及ぶ範囲については、以下のような制限がある。

#### 1. 判決の主観的範囲

確定判決の拘束力は、訴訟当事者等にのみ及ぶものとされており、訴訟と関係のない第三者に対しては原則として拘束力が及ばない。

#### 2. 判決の客観的範囲

確定判決の内容のうち拘束力を持つのは、原則として判決主文に記載された部分だけであって、判決の理由中に記載された判断の部分については拘束力を有しない。

### 【消費者団体訴訟制度における既判力の限界】

事業者が契約条項の使用差止請求を認める判決を無視し、当該契約条項を含む契約を消費者と締結した場合であっても、当該確定判決の既判力は、

#### 1. 新たに訴えを提起する個々の消費者

#### 2. 差止請求が認められた契約条項の不当性の判断（判決の理由）

のいずれにも及ばないことから、差止判決後に消費者個人が提起した訴えにおいて、裁判所は自由に当該条項の有効性を判断することができることとなる（その結果として、差止判決とは異なって契約条項を有効とする判断がなされることもあり得る）。

### 【援用制度】

契約条項の使用差止めを命じられた事業者が判決を無視して当該契約条項を含む契約を締結した場合等においては、契約の相手方である消費者が当該差止判決後に提起した訴えで当該消費者が差止判決を援用する限り、当該条項を無効とみなす規定を設け、差止判決の実効性を高めようとする制度が援用制度である。

消費者団体訴訟制度を導入している国のうちドイツ、オランダにおいて援用制度が導入されている。

## 【ドイツにおける判決の援用制度の活用状況】

不当約款の差止については、敗訴した約款使用者が差止命令に違反するとき、影響を受ける契約当事者が差止命令の判決を援用する限り、約款における当該条項は無効とみなされる（差止訴訟法 11 条）。これは、既判力の例外として判決効を第三者に拡張する制度である。しかしながら、連邦司法省でのヒアリングによれば、判決の結果がマスコミによって公表されたり、事業者が自主的に是正することが多いので、実際にはこの援用制度はほとんど活用されていないという。

（「諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査」より抜粋）

（参 考）

差止訴訟法（ドイツ）

（判決変更を理由とする異議）

第 10 条 ある条項の使用が禁止された使用者は、同種の法律行為における当該条項の使用を禁止しない連邦通常裁判所又は連邦最上級裁判所連合部の裁判がその後なされたこと、及び、自分に対する判決に基づく強制執行が自らの事業経営に受忍できない侵害を与えるであろうことを、民事訴訟法第 767 条による訴えの方法で異議として主張することができる。

（判決の効力）

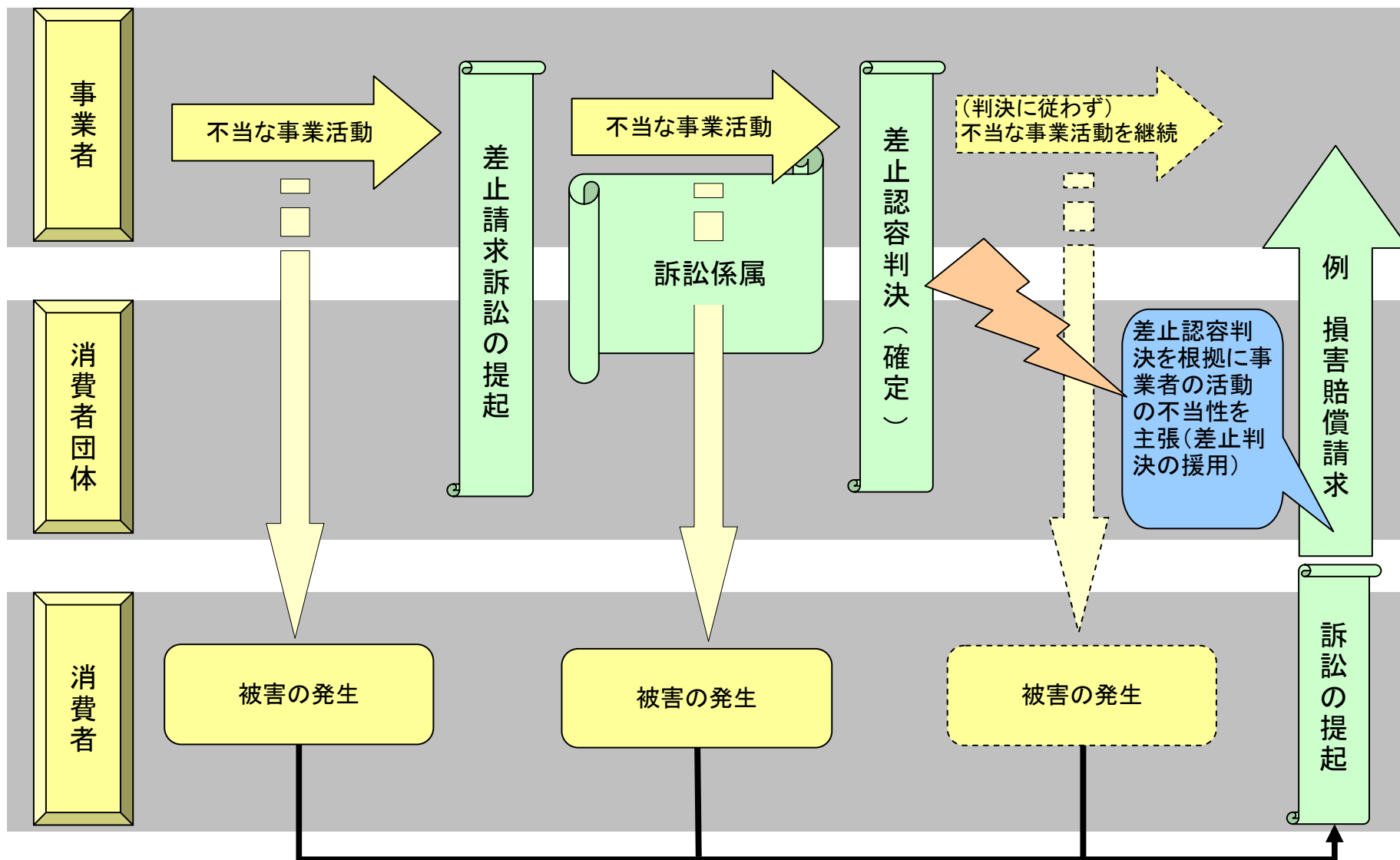
第 11 条 不作為判決を受けた使用者が第 1 条に基づく不作為命令に違反するときは、影響を受ける契約相手方が不作為判決の効力を援用するかぎり、普通取引約款におけるその条項は無効とみなされる。ただし、その者は、不作為判決を受けた使用者が不作為判決に対して第 10 条による訴えを提起しうるときには、不作為判決の効力を援用することができない。

（注 1）不作為判決は確定していることが必要というのが多数説とされている。

（注 2）援用制度は、「普通取引約款の際の不作為及び撤回請求権」（差止訴訟法第 1 条）についてのみ設けられており、「消費者保護法に反する実務についての差止請求権」（差止訴訟法第 2 条）については設けられていない。

(別紙)

# 援用制度のイメージ



(参考15)「一部無効」の例

いかなる理由があっても事業者の損害賠償責任は 円を限度とする。

事業者の故意又は重大な過失による債務不履行、不法行為があった場合、第8条第1項第2号、4号により無効と判断されるが、事業者の故意又は重大な過失がなければ有効とされている。

契約後にキャンセルする場合には、以下の金額を解約料として申し受けます。(結婚式場等の契約の例)

実際に使用される日から1年以上前の場合 契約金額の80%

実際に使用するのが1年後であるにもかかわらず、契約金額の80%を解約料として請求する場合には、通常は事業者が生じる平均的損害を超えていると考えられるので、第9条第1号に該当し、平均的損害を超える部分については無効とされている。

#### 【参考条文】

消費者契約法(平成12年法律第61号)

(事業者及び消費者の努力)

第三条 事業者は、消費者契約の条項を定めるに当たっては、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容が消費者にとって明確かつ平易なものになるよう配慮するとともに、消費者契約の締結について勧誘をするに際しては、消費者の理解を深めるために、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容についての必要な情報を提供するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費者契約を締結するに際しては、事業者から提供された情報を活用し、消費者の権利義務その他の消費者契約の内容について理解するよう努めるものとする。

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

- 一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項
- 二 事業者の債務不履行(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項
- 三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項
- 四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項
- 五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき(当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。)に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項

2 (略)

(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効)

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分
- 二 (略)

## 判決等の内容の周知公表

ア．消費者団体訴訟制度は、消費者全体の利益擁護を図ることを目指すものであり、判決等、差止めを求める訴えの結果を消費者に広く周知させることが重要である。このため、消費者への情報提供として効果的な手法が求められる。

イ．差止めを求める訴えの結果を周知させる方法としては、

- a 敗訴当事者に対する判決内容の公表の義務づけ
- b 消費者団体自らによる広報活動
- c 公的機関による情報提供

等多様な方法が考えられる。

ウ．敗訴当事者に判決内容公表を義務づけることについては、

- a 官報掲載などの手法による場合は、消費者への十分な周知が図られるとはいえないこと
- b 新聞広告等、消費者への十分な周知を図ることが可能な手段による場合は、費用等の面で敗訴当事者に過重な負担となり得ること

等の問題があり、消費者への情報提供手法としては、必ずしも実効的かつ適切ではないのではないか。

エ．適格消費者団体には、消費者団体訴訟制度が消費者全体の利益擁護のために実効的かつ適切に運用されるよう、差止請求権を適切に行使するだけでなく、消費者への情報提供についても自主的かつ積極的に行うことが求められる。

オ．消費者への情報提供については、適格消費者団体の自主的な活動を基本としつつも、差止めを求める訴えの結果が、できる限り多くの消費者に周知され、個別の被害案件の解決に資するよう、公的機関による情報提供の仕組みも検討する必要があるのではないか。

この場合、公的機関による情報提供を円滑に行うため、適格消費者団体等に対して訴えの提起や判決の内容を公的機関に速やかに通知・報告させることが必要ではないか。

(4) 制度運営の円滑化について  
事業者との事前交渉

ア．消費者団体訴訟において、適格消費者団体と相手方事業者との間の事前交渉（警告・交渉等）を充実させることは、消費者団体及び相手方事業者双方の負担を軽減するとともに、早期解決につながると考えられる。

しかしながら、被害拡大防止のため緊急の対応が求められる場合や事業者が交渉に応じない旨を明らかにしている場合などが想定されることから、適格消費者団体に相手方事業者と具体的な交渉を行うことまで義務付けることは適切ではない。

イ．一方、警告書の送付など、適格消費者団体が差止請求権の行使を準備していることを相手方事業者へ通知させることは、

a 適格消費者団体と相手方事業者の交渉のきっかけとなり得ること

b 相手方事業者による不当行為抑止につながる効果が期待されること

などのメリットがあるほか、

c 相手方事業者の交渉拒否によって訴えの提起が左右されることがなく、緊急な対応も可能なこと

から必要ではないか。（参考16）

(参考16)

請求に際して警告を必要としている主な例

実用新案法（昭和34年法律第123号）

（実用新案技術評価書の提示）

第二十九条の二 実用新案権者又は専用実施権者は、その登録実用新案に係る実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、自己の実用新案権又は専用実施権の侵害者等に対し、その権利を行使することができない。

特許法（昭和34年法律第121号）

（出願公開の効果等）

第六十五条 特許出願人は、出願公開があつた後に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明が特許発明である場合にその実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額の補償金の支払を請求することができる。当該警告をしない場合においても、出願公開がされた特許出願に係る発明であることを知つて特許権の設定の登録前に業としてその発明を実施した者に対しては、同様とする。

2 前項の規定による請求権は、特許権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。

3～5 （略）

商標法（昭和34年法律第127号）

（設定の登録前の金銭的請求権等）

第十三条の二 商標登録出願人は、商標登録出願をした後に当該出願に係る内容を記載した書面を提示して警告をしたときは、その警告後商標権の設定の登録前に当該出願に係る指定商品又は指定役務について当該出願に係る商標の使用をした者に対し、当該使用により生じた業務上の損失に相当する額の金銭の支払を請求することができる。

2 前項の規定による請求権は、商標権の設定の登録があつた後でなければ、行使することができない。

3～5 （略）

意匠法（昭和34年法律第125号）

（差止請求権）

第三十七条 意匠権者又は専用実施権者は、自己の意匠権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 （略）

3 第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権者又は専用実施権者は、その意匠に関し第二十条第三項各号に掲げる事項を記載した書面であつて特許庁長官の証明を受けたものを提示して警告した後でなければ、第一項の規定による請求をすることができない。

## 管轄裁判所の決定

ア．複数ある裁判所間の裁判権行使の分担の定め（管轄）として、全国の裁判所の中でどの裁判所が具体的に担当するかという定め（土地管轄）がある。（参考17）

イ．民事訴訟法においては、土地管轄について

- a 事件の種類を問わず一般的に管轄が認められる地（被告の普通裁判籍の所在地）
- b 「特定の種類の事件」について、追加的に、またはその例外として認められる地

を規定しているが、消費者団体訴訟制度における差止めを求める訴えが民事訴訟法に規定する「特定の種類の事件」に該当するかどうかは必ずしも明確ではない。消費者団体訴訟制度の円滑な運用の観点から、個々の訴えにおける解釈の問題に委ねるのではなく、土地管轄をあらかじめ明確に規定しておく必要があると考えられる。

ウ．土地管轄を検討するに当たっては、現行民事訴訟法における土地管轄の規定において考慮されている

- a 応訴の負担を課せられる被告事業者の利益
- b 訴えを提起する原告の利益
- c 証人尋問等、裁判所の審理の便宜

とのバランスを踏まえる必要があるのではないか。

エ．本制度における差止めを求める訴えについて、一般的に管轄が認められる地である被告の普通裁判籍の所在地以外で追加的に考えられるものとして具体的に想定され得る地としては、事業者の不当行為が行われた地もしくは行われるおそれのある地が挙げられる。

しかしながら、訴えの対象とされている事業者の行為は、特定の消費者に対する行為ではなく、不特定多数の消費者に対してなされる行為であり、このような行為地において管轄を認めた場合、結果的にあらゆる地（全国津々浦々）において訴えを提起することが可能となると考えられる。これは、上記のバランスの観点からみて、応訴の負担を課せられる事業者の利益を著しく害するのではないか。

オ .また、いわゆる同時複数提訴を制限しないことによって生じ得る弊害(「あらゆる地における訴え」が同時に複数の地で発生)を最小限にするためにも、管轄裁判所をある程度限定する必要があるのではないか。

カ .これらの点を踏まえると、本制度における差止めを求める訴えの土地管轄については、一般的に管轄が認められる地である被告の普通裁判籍の所在地とするのが適当ではないか。(参考 18、19)

## (参考 17) 土地管轄について

### 【定義】

管轄とは、裁判所間での裁判権の分担の定めである。管轄の生じる根拠により、法定管轄（法律によって直接定まる管轄）等に分類される。

法定管轄には分担を決める基準により更にいくつかの管轄に分類され、そのうちの一つとして土地管轄がある。

土地管轄とは、事件に対する同種の裁判権（民事裁判権等）の行使を所在地を異にする同種の裁判所（地方裁判所等）のどれに分担させるかの定めである。

土地管轄は、事件の当事者又は訴訟物と密接に関連する特定の地点（裁判籍）の所在地を管轄区域内に持つ裁判所に生じる。

### 【裁判籍】

裁判籍には以下の区分がある。

#### 1．普通裁判籍

被告の生活・活動の根拠地は、当事者間の公平の考慮に基づき、訴訟において受動的立場にある被告への便宜の観点から、事件の種類を問わず一般的に管轄権が認められる。これを普通裁判籍という（民事訴訟法第4条）。

#### 2．特別裁判籍

特別裁判籍とは、特定の種類の事件の特質に応じ、普通裁判籍と競合して又はその例外として認められる裁判籍である。

特別裁判籍は、他の事件とは無関係にその事件について独立に認められるものであり、具体的には民事訴訟法第5条で列挙されている（別紙参照）。

### 【参考条文】

民事訴訟法（平成8年法律第109号）

（普通裁判籍による管轄）

第四条 訴えは、被告の普通裁判籍の所在地を管轄する裁判所の管轄に属する。

2 人の普通裁判籍は、住所により、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所により、日本国内に居所がないとき又は居所が知れないときは最後の住所により定まる。

3 （略）

4 法人その他の社団又は財団の普通裁判籍は、その主たる事務所又は営業所により、事務所又は営業所がないときは代表者その他の主たる業務担当者の住所により定まる。

5・6 （略）

(別紙) 民事訴訟法第5条に定められている土地管轄の特別裁判籍

| 訴 え の 内 容 |  | 訴 え を 提 起 で き る 地                    |
|-----------|--|--------------------------------------|
| 1         | 財産権上の訴え  | 義務履行地                                |
| 2         | 手形又は小切手による金銭の支払の請求を目的とする訴え                         | 手形又は小切手の支払地                          |
| 3         | 船員に対する財産権上の訴え                                      | 船舶の船籍の所在地                            |
| 4         | 日本国内に住所（法人にあっては、事務所又は営業所）がない者又は住所が知れない者に対する財産権上の訴え | 請求若しくはその担保の目的又は差し押さえることができる被告の財産の所在地 |
| 5         | 事務所又は営業所を有する者に対する訴えでその事務所又は営業所における業務に関するもの         | 当該事務所又は営業所の所在地                       |
| 6         | 船舶所有者その他船舶を利用する者に対する船舶又は航海に関する訴え                   | 船舶の船籍の所在地                            |
| 7         | 船舶債権その他船舶を担保とする債権に基づく訴え                            | 船舶の所在地                               |
| 8         | 会社その他の社団又は財団に関する訴えで社員としての資格に基づくもの等に関するもの           | 社団又は財団の普通裁判籍の所在地                     |
| 9         | 不法行為に関する訴え   | 不法行為があった地                            |
| 10        | 船舶の衝突その他海上の事故に基づく損害賠償の訴え                           | 損害を受けた船舶が最初に到達した地                    |
| 11        | 海難救助に関する訴え   | 海難救助があった地又は救助された船舶が最初に到達した地          |
| 12        | 不動産に関する訴え  | 不動産の所在地                              |
| 13        | 登記又は登録に関する訴え                                       | 登記又は登録をすべき地                          |
| 14        | 相続権若しくは遺留分に関する訴え又は遺贈その他死亡によって効力を生ずべき行為に関する訴え       | 相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地            |
| 15        | 相続債権その他相続財産の負担に関する訴えで前号に掲げる訴えに該当しないもの              | 相続開始の時ににおける被相続人の普通裁判籍の所在地            |

(参考 18) 管轄を特則で定めている例

商法（明治 32 年法律第 48 号）

第二百六十八条 取締役ノ責任ヲ追及スル訴ハ本店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ専属ス  
2 ~ 8 （略）

破産法（平成 16 年法律第 75 号）

第五条 破産事件は、債務者が、営業者であるときはその主たる営業所の所在地、営業者で外国に主たる営業所を有するものであるときは日本におけるその主たる営業所の所在地、営業者でないとき又は営業者であっても営業所を有しないときはその普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。  
2 前項の規定による管轄裁判所がないときは、破産事件は、債務者の財産の所在地（債権については、裁判上の請求をすることができる地）を管轄する地方裁判所が管轄する。  
3 ~ 10 （略）

企業担保法（昭和 33 年法律第 106 号）

（管轄）

第十条 企業担保権の実行は、会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）

第五条 更生事件は、株式会社の主たる営業所の所在地（外国に主たる営業所がある場合にあっては、日本における主たる営業所の所在地）を管轄する地方裁判所が管轄する。  
2 前項の規定にかかわらず、更生手続開始の申立ては、次に掲げる地方裁判所にもすることができる。  
一 株式会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所  
二 株式会社が商法第二百十一条ノ二第一項に規定する親会社に該当する場合における同項に規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。）である株式会社についての更生事件が係属する地方裁判所  
三 株式会社が商法第二百十一条ノ二第一項に規定する子会社（同条第三項の規定により子会社とみなされるものを含む。）に該当する場合における同条第一項に規定する親会社についての更生事件が係属する地方裁判所  
四 株式会社が株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第一項に規定する大会社に該当する場合における同条第四項に規定する連結子会社

(当該株式会社の直前の決算期において商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三十二の規定により当該連結子会社に係る連結計算書類が作成され、かつ、定時総会において当該連結計算書類が報告されたものに限る。)  
についての更生事件が係属する地方裁判所

五 株式会社が商法特例法第一条の二第四項に規定する連結子会社に該当する場合における同項に規定する他の株式会社(当該他の株式会社の直前の決算期において商法特例法第十九条の二又は第二十一条の三十二の規定により当該連結子会社に係る連結計算書類が作成され、かつ、定時総会において当該連結計算書類が報告されたものに限る。)についての更生事件が係属する地方裁判所

六 東京地方裁判所又は大阪地方裁判所

人事訴訟法(平成15年法律第109号)

(人事に関する訴えの管轄)

第四条 人事に関する訴えは、当該訴えに係る身分関係の当事者が普通裁判籍を有する地又はその死亡の時にこれを有した地を管轄する家庭裁判所の管轄に専属する。

2 前項の規定による管轄裁判所が定まらないときは、人事に関する訴えは、最高裁判所規則で定める地を管轄する家庭裁判所の管轄に専属する。

海難審判法(昭和22年法律第135号)

第五十三条 高等海難審判庁の裁決に対する訴は、東京高等裁判所の管轄に専属する。

2~4 (略)

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成12年法律第129号)

(承認援助事件の管轄)

第四条 承認援助事件は、東京地方裁判所の管轄に専属する。

民事訴訟法(平成8年法律第109号)

(特許権等に関する訴え等の管轄)

第六条 特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え(以下「特許権等に関する訴え」という。)について、前二条の規定によれば次の各号に掲げる裁判所が管轄権を有すべき場合には、その訴えは、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 東京地方裁判所

二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所 大阪地方裁判所

(参考19)

### 消費者団体訴訟制度における諸外国の管轄の規定

| 国    | 規定法   | 管 轄   |
|------|---|---|
| ドイツ  | 不正競争防止法<br>第14条   | ・被告の営業所所在地<br>・それがない場合は住所所在地<br>・被告が国内に居所を有しない場合は行為地  |
|      | 不作為訴訟法<br>第6条   | ・被告の営業所所在地<br>・それがない場合は住所を管轄するラント裁判所<br>・被告が国内に居所を有しない場合は国内の滞在地<br>・それもない場合には、無効な約款の使用地、消費者保護法規違反がなされた地 |
| フランス |   | 原則通り<br>(犯罪地、被告の居住地)  |
| イギリス | Enterprise Act 2002、<br>part 8 第215条<br>1999年不公正条項規<br>則第3条 | ・イングランド及びウェールズ又は北アイルランドにお<br>いて事業を営むもの<br>高等法院又は県裁判所<br>・スコットランドにおいて事業を営むもの<br>執行官裁判所又は民事上級裁判所          |
| オランダ |   | 原則通り<br>(被告の居住地)  |
| イタリア |   | 原則通り<br>(被告の住所地・不法行為地)  |

(参考:内閣府「諸外国における消費者団体訴訟制度に関する調査」)

## (5) その他

株主代表訴訟においては、不当な訴えを提起された取締役（被告）が提訴株主（原告）に対して不法行為による損害賠償請求を行うことがあり得る。この損害賠償請求権の履行を確保し、また、濫訴を防止するため、被告取締役が株主代表訴訟の提起が原告株主の「悪意」によるものであることを疎明して請求すれば、裁判所が相当の担保を提供するよう原告株主に命じることができるという制度がある。（参考 20）

こうした担保提供制度については、独禁法上の差止請求権に同様の制度がある一方で、不正競争防止法や特許法等の知的財産法その他の私法上の請求権においては設けられていない。

消費者団体訴訟制度については、これまで適格要件や事後的担保措置、訴訟手続の在り方等について検討してきたところであるが、更に担保提供制度を導入することは必要か。

(参考 20) 担保提供命令を定めている例等

商法 (明治 32 年法律第 48 号)

第二百六十七条 六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主ハ会社ニ対シ書面ヲ以テ取締役ノ責任ヲ追及スル訴ノ提起ヲ請求スルコトヲ得

- 2 第二百四条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ニ規定スル書面ヲ以テ為ス請求ニ之ヲ準用ス
- 3 会社が第一項ノ請求アリタル日ヨリ六十日内ニ訴ヲ提起セザルトキハ同項ノ請求ヲ為シタル株主ハ会社ノ為訴ヲ提起スルコトヲ得
- 4 前項ニ定ムル期間ノ経過ニ因リテ会社ニ回復スベカラザル損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ拘ラズ第一項ノ株主ハ直ニ前項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得
- 5 前二項ノ訴ハ訴訟ノ目的ノ価額ノ算定ニ付テハ財産権上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス
- 6 株主ガ第三項又ハ第四項ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ被告ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得
- 7 第百六条第二項ノ規定ハ前項ノ請求ニ之ヲ準用

第百六条 債権者ガ第百四条第一項ノ訴ヲ提起シタルトキハ裁判所ハ会社ノ請求ニ依リ相当ノ担保ヲ供スベキコトヲ命ズルコトヲ得

- 2 会社が前項ノ請求ヲ為スニハ同項ノ訴ノ提起ガ悪意ニ出デタルモノナルコトヲ疎明スルコトヲ要ス

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号)

第八条 事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一～四 (略)

五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。

2～4 (略)

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

第二十四条 第八条第一項第五号又は第十九条の規定に違反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第八十三条の二 第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、相当の担保を立てるべきことを原告に命ずることができる。

2 前項の申立てをするには、同項の訴えの提起が不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。）によるものであることを疎明しなければならない。

不正競争防止法（平成5年法律第47号）

（差止請求権）

第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

特許法（昭和34年法律第121号）

（差止請求権）

第一百条 特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 特許権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（物を生産する方法の特許発明にあつては、侵害の行為により生じた物を含む。第一百零二条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。